

## 平成30年度 鳥取県障害者施策推進協議会（第1回）

日 時 平成30年11月5日（月）

午後2時から午後4時

場 所 ホテルセントパレス倉吉 4階 シャンパーニュ

### 1 あいさつ

（森安障がい福祉課係長） これより、鳥取県障害者施策推進協議会を開催いたします。開会に当たりまして、谷障がい福祉課長より御挨拶を申し上げたいと思います。

（谷障がい福祉課長） 皆さん、こんにちは。鳥取県庁の障がい福祉課長の谷でございます。今年の7月に、前任の小澤の後任として着任いたしました。皆様、よろしくお願ひいたします。

本日は、障害者施策推進協議会の今年度の第1回ということで、皆様御多用のところお集まりいただき、まことにありがとうございます。前回は、障がい者プランの内容について御議論を主にいただいたというふうに聞いております。今回はまず、その障がい者プラン策定をさせていただきましたので、そちらの内容の御報告と、その他予算等の、一応議題は設けておりますけれども、皆様から障がい者施策に関する事項について、御意見なり御要望なりを含めて、活発に意見交換をさせていただければと思いますので、ぜひ本日はよろしくお願ひいたします。

（森安障がい福祉課係長） 申しおくれましたが、私は本日の司会を務めます障がい福祉課の森安と申します。議事に入ります前に、確認事項を申し上げます。まず、この協議会の公開についてでございます。県では、情報公開条例に基づきまして、審議会を原則公開して、希望者に会議の傍聴を認めることとしております。公開または非公開は、それぞれの会議において決定することとされておりますけれども、この協議会は非公開とする特別の理由はございませんので、公開することについて御了解いただきますようお願いいたします。

それから、配付資料について確認をさせていただきます。事前に次第、それから資料1から3までお送りしております。本日は議場に点字資料との対応状況を記載した資料を置かせていただいております。資料をお持ちでない方、それから資料に不足のある方がおられましたら、事務局までお知らせをお願いいたします。

次に、発言される際のお願ひを申し上げます。手話通訳等、情報保障の必要な委員さんおられますので、発言される際には氏名を述べ、簡潔にゆっくりとお話しいただきますようお願いいたします。なお、発言の途中でも、内容に不明な箇所がある場合、発言のスピードが速い等の場合がございましたら、挙手などで遠慮なくお知らせください。以上で確認事項の説明を終わらせていただきます。

続きまして、このたび人事異動等あったことから、行政委員の改選を行いましたので、新任の委員の方の紹介をさせていただきます。本来ですと、お二人の委員様に御挨拶いただくところなんですけれども、時間の都合上、事務局でお名前を御紹介させていただきます。資料の委員名簿のあるところをごらんください。点字資料ですと12ページの終わりから13ページにかけてとなります。新任の委員の米子市の障がい者支援課長、仲田様。

(仲田委員) よろしくお願ひします。

(森安障がい福祉課係長) はい、ありがとうございます。鳥取労働局職業対策課長の黒阪様。

(黒阪委員) よろしくお願ひいたします。

(森安障がい福祉課係長) それでは、議事に入りたいと思います。条例第6条により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしくお願ひいたします。

## 2 議事

### (1) 障がい者プランについて

(前垣会長) 皆さん、こんにちは。鳥取大学の前垣です。この協議会は、非常に重要な位置を占めていると思っております。また今回、これから予算案が固まるというその段階ですので、また皆さんの御意見というところが反映されるといいなというふうに思っております。限られた時間ですので、質疑の時間はまた後ほどありますけれども、全員に御発言いただきたいというふうに思っております。

それでは、議題(1)障がい者プランに移ります。事務局から説明お願ひします。

(森安障がい福祉課係長) はい。事務局、障がい福祉課の森安でございます。資料1「鳥取県障がい者プランの改定について」という資料を御覧ください。昨年度、第3回目の鳥取県障害者施策推進協議会でも、障がい者プランの改定についてパブリックコメントの状況等をお知らせいたしました。パブリックコメントですとか、この施策推進協議会、鳥取県地域自立支援協議会の委員の皆様からの意見を踏まえ、文章等の修正を行い、平成30年3月に改定を行いました。そして、法律上決まっていることですので、6月に鳥取県議会に報告するとともに、あわせて全文、プランの全体の文書を皆様のところへ郵送させていただきました。今回は改定の内容と今後について、簡単ですが御説明申し上げたいと思っております。

改定内容は御案内のとおりでございます。平成29年9月のあいサポート条例の制定等により、障害者計画に係る部分の一部を見直し、それから定期的見直しの時期でしたので、障害福祉計画、児童福祉法の改正により、策定の各自治体に義務づけられた障害児福祉計画の策定を行いました。従前どおりではありますけれども、成果目標等を定めるようになっておりますので、例えば、障害者支援施設からの地域移行の目標数ですとか、さまざまな成果目標を定めております。今後もそういった成果目標に向けて、さまざまな施策をこのプランに沿って進めていくこととしたいというふうに考えています。現在進捗しているものとして、障害児福祉計画の成果目標としている、医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置については、鳥取県の地域自立支援協議会の専門部会として、8月に第1回目を始め、医療的ケア児支援のコーディネーターの養成研修も10月から始めているところです。鳥取県障害者施策推進協議会の1つの役割として、この計画の進捗状況の確認ということもございますので、計画の目標値についての今の進捗状況ということをお示しすることとしたいというふうに考えています。今後も鳥取県の施策等に、それぞれのお立場から協力いただくとともに、御理解をいただきますようお願いいたします。簡単ですが、この説明は以上でございます。

(前垣会長) ありがとうございます。御意見、御質問につきましては、次の議題とあわせて、

後ほど時間をとらせていただきます。

## （２）平成３１年度当初予算について

（前垣会長） それでは、議題（２）平成３１年度当初予算についてに移ります。事務局から説明をお願いいたします。

（森安障がい福祉課係長） はい。事務局、障がい福祉課の森安でございます。鳥取県の平成３１年当初予算について、編成スケジュールなども踏まえながら説明させていただきたいと思っています。１０月１８日の政策戦略会議、鳥取県の来年度の施策に関する会議が、鳥取県の幹部により開かれました。施策には当然予算が必要となってきますので、予算の編成にかかわる会議となっていました。これが実質の当初予算編成のキックオフ、スタートになっています。ただ、知事や県議会の任期がありますので、ことしは骨格予算の年となります。一般的な状況を申し上げますと、知事や議会の編成とか、メンバーがかわる前には、必要最小限の経費のみを盛り込んだ予算として当初予算は策定されます。その後、選挙の後に補正予算として、執行部の意向を踏まえた事業などを肉づけすることとなります。平成３１年度当初予算は基礎的な事業について、１１月中から順次、各部局が財政当局に要求作業を行い、大きな事業を含めて１２月から１月にかけて、財政当局による査定、執行部が要求したものを認めるとか認めないとかってというようなことも査定が行われるといったスケジュールになっています。今回の鳥取県障害者施策推進協議会では、予算要求後には作業中の時期の開催としております。ですので、平成３１年度ではなく、平成３０年度現在行っている事業の予算についてお示しをしながら、この予算では不足があるのではないかとか、こういった事業にしてはどうかといった御意見や御要望をお聞きしたいというふうに思っています。先に説明させていただいた鳥取県障がい者プランの改定にかかわる事業も、この中にございまして、平成３０年度から始めた事業もでございます。さまざまな障がいのある方に関する事業を実施していますが、特に皆様当事者、事業所の立場から、御意見や御要望をお聞かせいただきたいというふうに思っているところです。時間の都合もございまして、それぞれの事業の説明をするということは避けましても、またその中でこの資料を見ていただきながら、御意見、御要望をお聞かせいただきたいというふうに思っています。事務局からの説明は以上とさせていただきます。

（前垣会長） それでは、議題（１）、議題（２）、今御説明していただきましたけれども、特に予算について御意見、御質問等がございましたら、各委員の方々、二、三分ずつで全員から御意見を伺えたらというふうに思います。なければなしで結構です。最後にまた時間がありましたら、全体の意見を伺うような時間もっております。それでは、よろしいですか。左回りで行くと、足立委員から順々に二、三分程度で御意見を頂戴したいと思います。

（足立委員） すみません。もみの木福祉会の足立と申します。よろしくお願ひします。質問といひましても細かいところになるんですけども、障がい者グループホーム等夜間世話人等配置事業が以前からありますけども、支給基準が６対１、４対１から６対１というふうに鳥取県のほうになっているんですが、本市については２名から２０名ですかね、３０名ですか、区切られているんですけど、この中身を見ますと、差額相当分というところでちょっとその基準の見方がちょ

っと違うんじゃないかなと以前から思っておりまして、そのことを以前も障がい福祉課のほうに御相談したんですけど、なかなかちょっと変わってないなというのがございまして、そのあたりだけ、またちょっと教えていただければと思っております。すみません、予算資料の1ページのところで、点字では5ページですか、のところですか。

(谷障がい福祉課長) 障がい福祉課長の谷です。足立委員から今御指摘あった点につきまして、これは先ほど森安のほうの説明したとおりに、30年度、今現在の事業ですので、御意見、今伺ったような御意見、伺ってというふうに聞いていますので、今、担当のほうで31年度、これはこれから同じように御意見を踏まえて、今検討をしているところということです。

(前垣会長) よろしいでしょうか。では、諸家委員、お願いいたします。

(諸家委員) 鳥取県聴覚障害者協会、諸家と申します。いつも聴覚障がい者に対する御支援、まことにありがとうございます。私たちは手話の普及と、それともう一つ聞こえない、聞こえにくい子どもたちに対する、聞こえない子どもを持つ親に対する手話が必要であること、それを特に最近力を入れております。子どものアイデンティティーを育てるためには、まず周りのコミュニケーションがしっかり十分であること、その環境をつくらなければいけないと思っております。ですので、家庭の中でコミュニケーションがきちんととれる方法を、生まれたときから、聞こえないとわかったときから、既に医療との連携が強くなりますので、福祉の場面、コミュニケーション保障がまだまだ不十分なところがある、そういう環境を変えていくこと。そして、以前からその要望をしておりますけれども、親に対する手話の普及、そして医学との連携を深めること、推進、そのあたりを求めています。子どもたちが十分コミュニケーションできる、生まれてからコミュニケーションできる状態で、そして幼稚部、小学部等に入った場合も、聾学校に入る子どもが今は減っているのは、難聴学級への行っている現象がふえていることだと思います。それはもちろん構いませんが、ただ、そちらでの場面でも十分なコミュニケーションができるかどうか、そのあたりに関してもこちらで頑張っていきたいと思っております。そのあたりにつきまして、予算の部分が見えませんので、どういうふうになっているのかお教えいただけますでしょうか、お聞きしたいと思っております。

(谷障がい福祉課長) はい、ありがとうございます。障がい福祉課長の谷です。今、諸家委員から御指摘のありました手話の普及、特に聞こえないお子さんをお持ちの親に対する手話の普及というお話がございました。手話の普及につきましては、鳥取県で策定をしたあいサポート条例の中でも情報保障、情報アクセスの保障という形で取り組みをするという形で進めていっております。具体的に予算が見えないというお話でございました。予算の資料のほう8ページ、手話でコミュニケーション事業というものを今年度実施しております。点字資料でいうと33ページになります。なかなか手話の普及という形でこちらに書かせていただいているとおりに、ミニ手話講座の開催でありますとか、また手話サークルへの補助、また手話を啓発するイベントへの補助という形もございます。個別にいろんな多様なニーズがあろうかと思っております。広く手話を広げる県民の方、それぞれに広げていく、また必要な御家族の方に広げていくという形がでございます。我々も対象をこれに限定をするというわけではなくて、御要望を踏まえて、どういう形でより広く手話を広げていくか、もちろん本当に必要なお子さんの親御さんにもしっかり手話が普及できるよ

うに支援をしていきたいというふうに考えております。

(前垣会長) はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。じゃあ、村岡委員お願いします。

(村岡委員) 鳥取盲ろう者友の会の村岡です。よろしく申し上げます。鳥取では盲ろう者支援センターで職員として相談員が今2人いるんですけども、来年も、今年度ということになっていきますので、それが継続して使えるようにしてほしいということと、できれば相談内容が非常に難しくなったりしますので、3人必要かなというふうに思っています。出かけていかないと相談ができませんので、盲ろうの方、向こうから来られるっていうことが少ないです、出かけていくことが必要なので、3人必要かなあと考えております。終わりです。

(谷障がい福祉課長) ありがとうございます。障がい福祉課長の谷です。今、村岡委員から御指摘がありました盲ろう者支援センター、お話のありましたとおり、センターに対して事務員の方、今年度限りで2名という形で現在取り組んでいるところです。お話にありましたとおり、当然お一人だと、ほかの方の対応をやっている間に、電話とかがあっても対応できないことになると思いますので、これは中の話ですから財政当局とも話はそうなっておりますけども、我々としても複数必要だという点については、重要性は認識していますので、我々としては引き続き2名以上、3人となるとなかなかまた少し難しくなるんですけども、少なくとも複数名は確保して、しっかり盲ろう者支援センターを続けていきたいというふうに考えております。

(前垣会長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。杉原委員、お願いいたします。

(杉原委員) はい、鳥取県断酒会の杉原雄嗣と申します。私のほうはアルコールなんですけれども、依存症関係、アルコール・薬物支援対策事業と、それからアルコールのほうと両側で予算をつけていただいた事業としてやっております。依存症のほうにつきましては、最近ものすごい数の依存症が増えております。その対応っていうのは、アルコール・薬物の陰で細々とやっている状態というのがありますし、それに対応できる、治療もできる医師すらないという、その状態というのが、アルコールにしたって県下で本当にアルコールを診ていただける医師って、これも失礼な話なんですけれども、数が少な過ぎるといって、そういった格好での、やっぱり依存症に対応できるように場所という、治療から回復までの自助グループなり、ピアカウンセリングができるそこの体制をもう一回、幅広く広げていくっていう、アルコールと薬物については、一定程度ありますけども、そこから拾い上げたところっていうのは手薄も手薄っていう状態ですので、お願いできればなあというふうに思っています。以上です。

(谷障がい福祉課長) はい、ありがとうございます。依存症のお話が今ございましたけども、これも、杉原委員の御指摘のとおり、薬物・アルコールについては我々としても県内医療機関でありますとか、あとは自助グループの方々の御協力を得て、対策を進めてはいますが、それで当然十分だというふうには考えておりません。一定の一部の医療機関の方であるとか、支援機関の方々に大分お世話になっているというところは十分認識しておりますし、また、ほかの依存症についても、例えば新しく出てくるものとしては、ギャンブル依存症であるとか、最近ではゲーム依存症みたいな話もありますので、その対応もなかなか鳥取県、自助グループの方々もそうですが、医療機関といいますか、医療支援自体が結構限られてる部分がありますので、全てを県

内でやるということはなかなか難しい部分がありますが、極力、県内というところでそういうものが体制ができるように、必要に応じて他県にもお願いするであるとか、また杉原委員からもお話がありましたけれども、依存症それぞれ、全部もう、それ個別に対策をしていくというのももちろんですけども、一部共通するところもあろうかと思しますので、そういうところを考えた、もちろんその支援をもっと拡充していくということはもちろんですけども、今ある医療支援であるとか、そういったものをどういう形で活用できるかというのも含めて、御指摘のあった薬物・アルコールももちろんですが、それ以外のものについてももしっかり取り組んでいきたいと思っております。

（仲田委員） 米子市障がい者支援課の仲田です。行政の立場ですので、県と一緒に共同している事業を行っているところですけど、私もまだ6月に来て異動したばかりで、事業の詳細はあまりよくわからないんですが、現場に入ってみますと、いろんな事業、メニューは用意されているんだけど、なかなか使いにくいとか、使い勝手がよくないということもあるのかなと思っております。特に医療的なケア児の受け入れで、事業所に看護師を配置するというような補助金をつくっていただいているんですけど、実際に看護師になり手がいない、事業所さんが雇うことができないということで、市も県も予算は積んでるんですけど、使えていないところもあるっていうようなところで、まず根本的なところを、そういった下のところが解決しないと、なかなかサービスの向上につながっていかない部分もあるんだなというふうに日々思っているところです。特に意見ということではございませんが、感想を言わせていただきました。

（谷障がい福祉課長） ありがとうございます。おっしゃるとおり、事業、我々のほうもそうですけれど国も含めて、事業があったとしても、結局そのベースのところをしっかりなければ、その事業が動かないっていうことはおっしゃるとおりだと思いますので、我々も米子市も含めて、しっかり援助をして、不十分なところはどうかということも、しっかりやっていきたいと思えます。医療的ケア児の話がありましたが、あくまで例ということで、しっかり市町村とも協力してやっていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

（黒阪委員） 鳥取労働局職業対策課の黒阪といいます。最初に御紹介いただきましたように、この4月に着任をさせていただきました。私どもの部署としては国としての責任として、障がい者雇用対策について日ごろ活動をさせていただいている。そういった意味合いで、本日この場でいろんな皆さん方の御意見をお伺いさせていただきながら、私どものほうもそれに対して、また取り入れるものがあれば、また参考にさせていただきたいということで、きょうは聞かせていただきたいというふうに思います。意見としては特にございませんので、よろしく願いいたします。

（大本委員） 鳥取県腎友会の大本といいます。よろしく願いします。10月は臓器移植キャンペーン月間でした。東・中・西で日曜日に出て推進をしてみました。その中身についてですけど、非常にたくさんの方に配布、ティッシュの中に要旨を書いた手紙を入れてお願いをしているわけですが、これが何年続いているんでしょうか、二十数年ですかね。その中で、昨年度からライトアップの事業も始まりましたが、以前は講演会、医師の方とそれから移植を経験された方のお話等の話で講演会をして、私たちは協力する立場ですけど、してまいりましたが、

なかなかその一歩が進みませんでした。5年か6年前に杉谷先生という腎センターになりましたが、医療センターに入られた先生が福岡のほうから帰って来られて、移植を進めてこられていまして、少しずつですがふえてまいりました。26年、27年、28年と、僕は死体腎と言っておりますが、脳死、心臓の死ということでの3件ありました。だけど、移植で一番多いのは私たちの腎臓の大体約9割は、待っているものの9割が大体腎臓です。全国で1万4,000人が待っている中で1万3,000人が腎臓病、透析患者です。その中で5,60名おった10年から5年ぐらい前に4,50名登録していたものが、現在20数名になりました。それはずっとの歴史の中で一向に進まない、入会3万円、1年間で更新しながら5,000円ずつ払っていきっていく、そういう登録の仕方の中で、どんどんどんどん減ってきて、今、20数名が待っております。そういう中で、やっぱり何が進まないんだろうかということで、毎年キャンペーンをしながら進めているんですけど、いろんな問題があると思うんですけど、私たちのできることは、まず意思表示をしていただく、臓器を移植するしないにかかわらず意思表示、どちらでもいいから意思表示をしていただきたいということで進めてきておりますけど、そういう意思表示をする手段は知ってるんだけど、県下で87%、その中で17%の方しかそこに記入はされていないというような状況なんです。ここを一步でも進める、するしないは次の問題になるんですけど、意思表示をするところを、やっぱり一つ突破していかななくてはだめかなという思いを持っております。これはお願いですけど、無茶なお願いかもしれないですけど、まず公務員の方がどれぐらいされてるんだろうか、県庁職員、市町村職員の方がどれぐらいされてるんだろうか。まずこの辺から突破口を見つけながら広めて、せめて50%の方が意思表示をしていただくというような目標を持ちながら進めてまいりました。これからも問題はあるとは思いますが、よろしくお願いします。

それから、あいサポート運動の推進でヘルプマークの継続ってということでしておりますが、県民の方々はかなり認知度でないかなと思いますが、障がいのある、特に内部障がい者の私たちににとっては、どれぐらい使用の仕方とか、その意義とか、それから、それをつけることによつてのデメリット、メリット、覚悟っていうんですかね、そういうものを持ちながらやっぱりつけていく必要があるのではないのでしょうか。その辺ではやっぱり、もちろん障がいを持っておられない方ももちろんですけど、障がいのあるものにとつての啓発も必要ではないかなあってということを感じておりますので、またよろしくお願いします。すみません、長くなりました。

(谷障がい福祉課長) はい、ありがとうございます。障がい福祉課長の谷です。2点ございました。1点目の臓器移植の関係は大変恐縮ですが、担当の部署が別にございますので、御意見があった旨をしっかりお伝えさせていただきたいと思っております。ちなみに私はしっかり意思表示しています。公務員の調査ができるかどうかも含めて、少し担当課にしっかり伝えたいと思っております。

もう一つ、ヘルプマークのお話がありましたけれども、当然我々のほう、冒頭でも申し上げましたが、あいサポート条例というものもつくっております、あいサポート運動という形で広く展開をさせていただいております。その中でヘルプマークの配布でありますとか、その制度についての周知啓発という形で進めさせていただいております。当然、我々としてもそういう点、今現状が十分だと思っていないので、大本委員から御指摘があったとおり、その一般県民の方ももちろんですけど、障がいを持っている方、お持ちでない方、両方含めて、デメリット、メリットっ

というお話もありましたけれども、どういう意味でどういうことがあってヘルプマークをつけているのかということの正しい理解ですね、進めていきたいと思っていますので、我々としては引き続きしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

（南前委員） 鳥取県自閉症協会の南前です。予算に関してはいつもいろいろ私たち自閉症、発達障がい者の保護者や当事者のことを考えてくださっていて、厳しい折だと思わんですけれども、先細りにならないように、できれば維持と、現状維持でしていただきたいなあというふうに思っています。それから、あと、やはりいつもここで申し上げるんですけれども、お金ではなくって、やっぱり活動支援施策の、中身の充実を私たちは常日頃から思っております。今回も施策に関する意見を出しておりますので、そこが少しでも改善されるように私たちも努力しますが、一緒になって考えてほしいなあというところが第一の願いです。以上です。

（谷障がい福祉課長） ありがとうございます。障がい福祉課長の谷です。南前委員から御指摘いただきましたとおり、我々も毎年予算要求をさせていただいています。もちろん従前あるものについては引き続きやっていくというのは基本ではございますけれども、当然その中にはブラッシュアップというのは当然必要で、同じことを毎年やる、継続してやるということが重要なことでもありますけれども、やっていく中でそれぞれ改善が必要な点、後ほどまた意見のところ個別には御意見いただければと思いますけれども、そういうところをしっかりと見直して、我々としてもしっかりと中身を充実させた形、要は施策のための施策ではなくて、実際我々の施策でいいますと、障がいをお持ちの方の生活であり、そういったものがしっかりと向上していくということを目指して進めていきたいと思っておりますので、ぜひ引き続き御協力のほうもよろしく願いいたします。

（山根美代子委員） 全国重症心身障害児（者）を守る会の鳥取県支部長の山根です。障がい者の支援に関する施策についての意見を出させていただきました。先ほども米子市障がい者支援課の仲田委員さんからも声を出していただきましたけれども、重症児の支援体制、たくさんの支援をいただいております。施策もいただいております。実際に地域で生活している中、福祉医療現場で人手不足があり、なかなか地域生活が難しいことがたくさんで、会員の皆さんいろいろ書いてありますけれども、どうしたらいいものかと思ひながら、皆さんもこういうふうにいるいろいろなことを考えて要望しております。これは皆さんの意見でございます。

それから、地域ケアのある児童が重症児者のコーディネーターの育成、本県でも10月20日から行っているということで回答をいただきまして、大変安心しております。私たちの重症心身障がい児は、知的障がいが高く、加えて手足が不自由な上に、寝たきり、支えが必要な人、たくさん重症を、二重三重にも障がいを抱えております。その中でたくさん問題があり、地域の中でいろいろな問題、学校生活における問題、地域社会で生活する問題などたくさん聞いております。どうかよろしく願いいたします。私たちはそのコーディネーターの方が、どのような方かというものが少しわからないことが多いので、コーディネーターさんを利用しやすいような案内とか、紹介もしていただけたらなあと思います。実際に利用してよかったなどの声も聞きたいと思ひます。それから、この養成研修も継続していただきたいと思ひます。

重症者の生涯教育を行ってほしいということで、これから行って対応を検討していただけるということで、私たちはもう卒業しましたけれども、卒業する前に生涯教育などの声を出しましたが、

そのころは重症児にそういう教育というのは、声を出すほうが少し恥ずかしいと思われることが多かったんですけど、今回6月の30日、7月1日に全国の重症心身障害児者全国大会に行きました。そのときに下川和洋先生の生涯教育のことに関しての訪問カレッジという講演を聞き、とても感銘しました。「生きることは、学ぶこと。学ぶことは、生きる喜び。生涯にわたって学び続ける喜びを。いつまでも、どこまでも、誰でも生涯教育を」という下川先生のお言葉にととても感銘いたしました。ぜひよろしく願いいたします。以上です。それから、追加の中部療育園のこのスロープの要望もよろしく願いいたします。以上です。

(谷障がい福祉課長) はい、ありがとうございます。障がい福祉課長の谷です。いただいた御意見の部分は、実は次の議題でまとめてやろうと思ってたんですが、せっかくいただいたので回答させていただきます。何点かございましたが、まず22ページでいただいている御意見ですけども、ここにも書かせていただいているとおり、我々のほうもいろんな人手不足を解消するための補助制度とかというのをたくさん、いろいろ施策を講じているところなんですけど、なかなか障がい福祉に限らず、福祉の人材っていうのはなかなか集まりづらいところもあって、補助を出したからといってすぐに集まるといような状況でもございません。だからといって当然我々としてもそれで終わりというわけではなくて、必要なところにどういう形で適切な人材が配置をされて、もちろんその能力ももちろんですけども、利用される施設であるサービスを、利用される方々がより適切なサービスを受けられるような形にはしっかりしていきたいというふうに考えています。

(秋田委員) 精神障害者家族会の秋田と申します。よろしく願いいたします。集まっている私の場合、最初の任務は親亡き後の安心サポートです。これは去年も予算が減ってまして、去年より減りました。減ったのはいろいろ成果が上がるがあったから減ったのならいいんですが、余りそれを感じないです。そのままことしも減っていくかなあ思ひまして、ちょっと心配しているところがあります。以上です。

(谷障がい福祉課長) はい、ありがとうございます。障がい福祉課長の谷です。予算が減っているかどうかについては、すみません、こちらのデータ上はそうなんですけど、ちょっとなぜかというのは、少しちょっと手元に資料がないので申しわけございません。ただ、もちろん精神障がいをお持ちの方も含めて、親亡き後の支援というものは、非常に重要なテーマだと思っています。それは鳥取県ももちろんですけど、国全体としての形で進めていく施策だと思っています。こういう高齢化の話であるとか、そういうものにつながって、当然そういう障がいをお持ちの方の親亡き後のサポートというのは当然必要だと思っています。たまたま、今年度減っていたのかもしれませんが、もちろんそれは財政当局との折衝等もありますけども、我々としてもその取り組みを今後縮小させていくというつもりはもちろんございませんので、先ほど少し前にお話ありましたけれども、予算がふえたからいいというわけでは当然ございませんので、しっかり関係者の方々も含めて、どういう形でサポートするのが効率的なのかどうかというのは引き続きしっかり取り組んでいきたいと思ひます。

(田中委員) 鳥取県手をつなぐ育成会の田中と申します。よろしく願いいたします。先ほどの秋田委員もおっしゃったように親亡き後っていうのは、障がいを持つ子、それを持つ親もだん

だん高齢化しているっていうのが実態です。それで安心サポートファイルっていうのの普及のほうにも携わってまして、幼少期ですと歯医者さんであるとか、一般のお医者さんに行くのにも、この子の既往歴を全部話さなきゃあ、そのたんびに行けないというのがあって、この安心サポートファイルができてからは、そのページをコピーして持って行けば、その手間が省けるというか、結構役に立っているなと思っています。やっぱり問題になるのは親亡き後っていうことで、アンケートもとったんですが、なかなか後見人制度であるとか、そういうもののほうがまだ普及のほうに至っていないというか、まだ今でなくてもいいのかなっていうような思いがやはりあるので、私も含めてなんですけれども、ただ親亡き後をどうするのかっていうのは、やはり親がちゃんと書いておかなければいけないことかなと思います。災害がこうやってある日突然やってきますので、その子の財産であるとか、それから医療関係であるとか、わかることはしっかり書いて自分に何かあったときでも、それが役に立てればいいなあとと思っています。以上です。

（谷障がい福祉課長） はい、ありがとうございます。障がい福祉課長の谷です。先ほど秋田委員からも引き続きお話がございましたけれども、親亡き後のサポートという形、先ほど申し上げたとおり非常に重要な点だと思っておりますし、田中委員からお話のあった安心サポートファイルというのもの、引き続きしっかり普及していきたいと思っています。その中で今現状では、そういう中でどのような支援ができるかということをお我々の中でしっかり研究をしていると、検討しているというところですけども、結局のところ親亡き後にどうするかというところをお話をしていくと、結局これからじゃあ新たな施設をつくらうかという話には当然なりませんので、結局、親御さんの代わりにどういう方が支えていくか、鳥取県であれば今ある資源であるとか、地域の中でどのような形で支えていくかということが中心になっていこうかなと思っていますので、そういうことも含めてどのような支援が、もちろん安心サポートファイルというツールですね、そういうものも活用してやっていくというのはもちろんですけども、要は地域の中、今あるいろいろな支援機関たくさんありますけれども、そういうようなものが一緒になって支援をしていくということが重要な視点だと思いますので、引き続きしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

（山根裕委員） 身体障害者福祉協会の山根です。この回答にも出したんですけど、あいサポート条例が去年の9月にできたんですけど、私が見るのに、それがなかなか進んでないように思われます。特に、県は県がつくったのだからやらないといけないという気があるでしょうけど、市町村の間では格差があります。県の言うことを聞いて頑張るとる町もあれば、大きな市は、県は県だし、市は市だしみたいな格好で進んでないということがありますし、それから2月だったかいな、3月、4月かな、ヘルプマークのことですけど、このことについても県は一生懸命やろうと思っていますけど、市町村はやっぱり不向きな部分があります。この間もある会議でヘルプマークってどんなものかという話になって、市の職員は全然それが、担当課はわかっていますけど、担当課以外の職員が出ていて、わからないというような格好でして。やっぱり決められたことや、することは言葉ばかりじゃなくて、きちんとやってもらうようにしてもらわないと、我々障がい者にしても困るわけです。

それから、これは直接関係ないですけど、車椅子のマークがあるところに緑の看板が貼ってあ

ります。県庁の本庁舎と議会棟の間のところに車椅子の屋根があって、そこは車椅子の指定でちゃんと車椅子の看板があるのですが、鳥取県内のふれあい会館の周りは、縦の車椅子のところに緑のマークが張ってあったりして、なるべく市町村からカードもらったら誰でも置けるような格好になっています。あのマーク自体は、車椅子のマーク自体は、車椅子専用の広さになっています。だから、普通の車椅子の絵があるけど、本当の車椅子とめるところは、とめて車椅子を運転している人が降ろして、自分が乗っていかないといけない訳ですから、かなり広い部分はとってあるです。県庁のともそうです。県庁の本庁舎の隣、議会棟の間はかなり広いです。それから、同じようにあるけど屋根がないところに車椅子のマークがあるけど、そこは狭いです。だから、そこらの意図をやっぱりきちんとしてもらわないと、行政側が、私らがいくら言っても、お前たちは何を言ってるんだということになるんです。私は車椅子のでいいと思うけど、車椅子でいろんなところに出ている人たちはやっぱり困るので、そこは徹底してもらいたいなというように思います。これは、私は鳥取市の者ですけど、鳥取市の南庁舎なども、もうみんなそうしております。車椅子を置くところもあるんですけど、緑のハートのマークがついているのが現状です。

それから、もう一点は、これ31年度の予算のことでちょっと今言っているんですけど、就労施設ですね、A型、B型。去年もA型で倉敷から問題が発覚して、250人ほどもう仕事もできないような格好になるし、ことしも広島県の福山市からもそういう話が出て、百何十人が仕事ができないと。私、簡単に考えると、事業者が税金から出ているわけですけど、税金を結局抜き取るような格好になっているんです。だから、鳥取県にはないかもしれないですけど、やっぱりそういうところはよく監督してもらわないと、国民の税金がそっちに流れていくってことは、国民の税金をたくさん集めていかないといけないような格好になりますので、そこらも検討してもらいたいです。見張り番をつくるとか、変な言い方だけど、いうようなことをしないといけないと思います。これまでの聞いていることで私の耳に入るのは、いろんな施設が抜け道をつくったという、残業しているけど残業はカットだって言われたり、いろんなことが出ておりますので、やっぱり行政機関や労働基準監督署等がやっぱりそういうことをチェックしてもらわないと、就労は私たちも就労するほうだけど、監督者がやっぱりきちんとしてもらわないといけないというように思いますので、よろしくお願いします。

(谷障がい福祉課長) ありがとうございます。障がい福祉課長の谷です。何点かいただきましたけども、まず、あいサポート条例の関係、あいサポート運動も含めてあまり進んでないじゃないかという厳しい御意見いただきました。我々としても、十分だとは思っていませんので、しっかり取り組んでいきたいと思えます。また、米子市さんもおられるので、当然そういうあいサポート運動というのは、いわゆる啓発的なお話で、要は皆さんの意識を変えていただくというような内容ですので、やっぱりそれを本当に実行的にやるには、一番身近な行政である市町村さんの協力というのが一番欠かせないことだと思いますので、我々もしっかり趣旨を伝えてやっていきたいなと思っています。当然、その市町村の方々も温度差はあるんだろうと思えますけれども、一つ擁護させていただくと、なかなか市町村も県庁も、人がどんどん減らされているような状況なので、なかなか手が回ってない部分もあるのかなと思えますが、それはあくまで言いわけにし過ぎませんので、しっかり市町村とも一緒にやって、取り組みを進めていきたいと思っています。

す。

もう一つ、車椅子の駐車スペースのお話がありましたけれども、もちろん、例えば車椅子のマークがついている部分、つけていけばいいという訳では当然ありませんので、それに対してちゃんとスロープもあるとか、場所がしっかり確保されているとかっていうのも必要なんだと思います。あと、山根委員のおっしゃった緑の看板というのは私あんまり詳しく存じ上げないですが、多分ハートフルマーク的に、要は誰でも使えるという話じゃなくて、車椅子以外にも、例えばほかの障がいをお持ちの方であるとか、例えば妊娠中の方であるとか、そういう方も使えますよというお話なのかなと思いますけど、要はそれをつけることによって、車椅子の方々が利用できないということであれば、それはそれでまたどうも問題だと思うので、ちょっとそこは施設の都合もあるのかなと思いますけども、そこは何とも言いようがないんですけども、必要な人がしっかり使えるような形にはしていきたいと思います。

あと、就労継続支援のA型、B型のお話がありましたけども、我々も本県ではあまりそういう事例はないですけども、お話があったとおり、特にA型の事業所、急に事業をやめて突然何十人も何百人も路頭に迷ったというお話があって、マスコミ等でも報道されたというのは承知しております。そういう中で、我々もちろんしっかり指導等をしておりますし、今年の報酬改定の中で、しっかりみずからで要は報酬で払われる部分で利用者の工賃に充ててはならないというような形で改正されて、不正が少しできにくいような形にもなっております。ただ、そうはいうものの、なかなか抜け道を100%防ぐというのは難しく、事業者のほうもそれなりに、知恵といってしまっちはあれですけども、知恵を絞ってやっているというところなので、我々も後追い、後追いになってしまうということもありますので、もし、そういうような情報がありましたら、我々のほうにお寄せいただければ、指導もしっかりしているつもりですけども、やはり漏れ等ある部分もちろんございますので、そういったところはしっかり対策はしていきたいと思っております。

(谷村委員) はい、すみません。ヘルプマークのことなんですが、ヘルプマークは、すみません、自己紹介、民生児童委員しています谷村といいます。ヘルプマークなんですが、実はうちの主人もリウマチのもので持っております。ヘルプマークはどういうふうにさせていただいたかっていうと、市役所の福祉課の方が、民生委員の方にこういうマークができましたので、皆さん必要な方があったらとりにきてもらってくださいというような配布の仕方をしていただきましたので、私は自分で一応何か書類持っていつてもらいました。そういう渡し方なので、全員というか欲しい方にそのような案内が行っているのかどうかっていうのはすごくわかりません。民生委員の方はそういうのを一々聞いているかって、そういう高齢、そういう障がい者のある方にこれが出ましたけど、こういうのがありますがどうですかって言ったら、要りませんと言われる方もありますし、そういうのを言われない民生委員さんもありますし、だから、そういう渡し方なので、全員が必要な方に回っているのか、ぶら下げる赤い十字のですね、それが回っているのかどうかというのはわからないし、このマークは何っていう、そういう施設の方もあります、これは何の印っていうふうに。だから、全員っていうか、ほとんどそういう事業所の方も知られない方もあったりするので、やはりせっかくいいものがつくられたので、そういうのをもう少し障がい者の方

に、要る方はとりにきてくださいじゃなくて、やはり必要なような方には送っていただくぐらいのことをしてあげたらどうでしょうかというふうに思います。

それともう一つ、この質問にも書いているんですが、障がい者に悪性関節リウマチという病気を持っておられますので、1年に1回手続に行かないといけないんです。それで手続もだんだん複雑になりまして、いろんなところ全部診断書がもちろん要ります。それと、市役所の納税証明書、それから住所のものも要ります。そういうものを全部集めて市役所のほうに持って、そういう中部総合事務所に持って行って手続をするんですが、すごく早く来るんです、1年以上前、早くから、何か月も前から来てしまうので、先生のほうはもうたくさん抱えないといけないので、早くそういう診断書を出すんですが、今は私が元気ですからいいんですが、私がいなくなり、子どもたちには継ぐんですが、やはりそういう手続がすごく毎年、毎年、1年に1回ってというのが、診断書は先生に書いていただくのでいいんですが、やはりそういう住民票とかそういうものは市役所でとれるので、何とかその辺を1年に1回じゃなくても、同じならばいいんじゃないかな、住所が変わらなかつたらそこまで出さなくてもいいんじゃないかなっていうふうにすごく思います。それは県とか全国的にそういうことなのでしょうけれど、何とか手続が簡単にできる方法があれば何とかしてほしいなあと思えます。以上です。

(谷障がい福祉課長) はい、ありがとうございます。障がい福祉課長の谷です。まず、ヘルプマークの点ですけれども、ヘルプマークの渡し方というのが、市町村民生委員さん通じてってことですかね。趣旨としてはそのヘルプマーク、必要な方はもちろんですけども、障がいのある方ない方含めて、我々としてはまず、要は障がいお持ちの方が持っていて、周りの方がそれについて全く理解していなければ何の意味もございませんので、広く、我々としては周知をしているつもりではございますが、当然まだ不十分な点があると思いますし、より本当に必要な人に届くためにはどういうことができるかっていうのは、引き続き我々のほうも御意見も伺いながら工夫をしていきたいなと思います。ただ、先ほど民生委員さんを通じて要る人はっていうお話がたしか先ほど大本委員からもお話があったと思いますけど、そのつける方にとっても多分つける、つけないという判断はあろうかと思えますので、そういうことも含めて、市町村としてそういう形で配布をしているのかなと思えますけども、結果的に必要な人に届かなければ意味はございませんので、そういうところはしっかりと形ができるまで引き続き工夫をしていきたいと思えます。

もう一つ手続の話がありました、恐らくそのいわゆる難病医療費の助成の話かと思えます。少しちょっと担当が違うので、いただいたお話についてはしっかりと担当課に伝えたいと思えますが、恐らく制度は制度なので必要な書類というのは求められるだろうと思えますけれども、それが負担になっているっていうのは、恐らく個別のケースだけじゃなくて、皆さんそう思ってるんだろうと思えますので、しっかりと担当課にも伝えてできることから、例えばその全国できなくても、少し鳥取県の中で工夫ができることっていうものもあるかもしれませんので、しっかりと伝えていきたいと思えます。

(安達副会長) こんにちは。委員として、委員じゃなくて、あっ、すみません。きょうここに副会長という立場で、権利擁護センター「ぱあとなあ」の会員ということで、ここにおらせてもらっているんですけど、ちょっと先ほど田中委員のほうから、親亡き後のということで成年後見制

度についてお話がありましたので、「ぱあとなあ」について紹介させていただきます。今、鳥取県の社会福祉士会で「ぱあとなあ」という組織があります。鳥取県の社会福祉士会には三百三十何人の会員がいるんですけど、そのうち「ぱあとなあ」に所属している会員が105名おります。ここの4月1日の時点で、105名の会員が151件の成年後見に就任、後見だったり保佐だったりするところに就任してるんですけど、この105人の会員が151人に就任してるんですけど、151人の内訳が皆さん障がいのある方ではなく、その中に高齢者も含まれていますので、151人の方が全て障がいのある方ではないですが、やはりこれから契約のときとか、今までであれば、御家族が書いておられたりとか、されたところをやはり親御さんが亡くなられたり、あと親御さん御自身の兄弟が、もうちょっとかわりは持ちたくないという方もちょっと出てきてまして、そういう方に成年後見人として、本人さんのところに面会に行ったり、カンファレンスがあったときに本人さんにとって、どういう支援が必要なのかっていうのは、本人さんと一緒にこの方であればこういうふうにしてもらいたいんじゃないかっていうことを意見として述べさせてもらっています。数としては、ほんとにニーズがあるんですけどなかなか会員では支え切れていない現状で、私のほうももう一つ一般社団法人の「権利擁護ネットワークほうき」というところの社員もしてるんですけど、法人後見としてもやはり複雑なニーズのある方の依頼もたくさん入ってきてまして、法人後見のほうでも支え切れなくなっているかなというのが現状です。なかなかこう私はふだん、もみの木福祉会で働いているんですけど、仕事をしながらこの成年後見の活動をしていくっていうのも仕事が優先になりますので、現状なかなか今4件の方を受けているんですけど、なかなかこれ以上は難しいかなという現状です。本当にまとまりのない話になったんですけど、これから、もみの木ができて50年になるんですけど、もう親御さんがおられない方や、それから御兄弟だけになった方、それから本当にそういう方もいらっしゃる高齢の障がい者の方もたくさんふえてきました。そういう中で成年後見の方が月に1回、こんにちわって来られて、本人さんと面会をしてお話をしてくださる。それから、カンファレンスがあれば一緒に出席してくださるという存在は、親亡き後という親御さんの不安がそれで全て解決するわけではないと思うんですけど、施設の職員から見ると心強い存在かなあというふうに感じております。すみません、以上です。

(前垣会長) よろしいですか。何か御回答とかございますか、今の協議に関しまして。

(谷障がい福祉課長) すみません、障がい福祉課長の谷です。先ほどからお話がありました親亡き後の支援という形で、今、安達委員からお話ありましたとおり、それに対しての我々からの補足もなかなかないので、もちろんいろんな資源で、新しいその成年後見制度というの、もちろん重要な責務であると思いますので、我々としてもどのような形で支援できるか、成年後見制度の活用も含めて考えていきたいと思っております。

(前垣会長) それでは、ちょうど中間となりましたので、5分ぐらい休憩とらせていただいて、皆様が集まったところで後半に進ませていただきます。

(休憩)

### (3) 障がい者施策に対する意見への対応について

(前垣会長) それでは、皆さんおそろいですね。議題3、障がい者の支援に関する施策について

での意見に移ります。では、森安さん、お願いします。

（森安障がい福祉課係長） はい。障がい福祉課、森安でございます。資料3をごらんいただきたいと思います。各委員さんから、この会を開催するに当たっていただきました意見につきまして、協議会開催前に庁内の関係課にて協議、検討の上、回答を作成しております。本日の時間の関係ございますので、1つずつは御説明できませんけれども、県の対応方針や考え方については、そのような内容となっておりますので、御承知いただければと思っております。

（前垣会長） それでは、この資料3の御意見に対する回答につきまして、さらに、この回答につきましてのまたさらなる御意見、質問等ございましたら御発言いただきたいと思います。既に先ほどの議論の中で述べられた委員さんもおられますので、この資料3、谷村さん、山根委員は述べられましたので、その次の田中委員、この回答につきまして、さらに何か御質問、御意見ありましたらお願いいたします。なければ結構です。

（田中委員） 鳥取県手をつなぐ育成会の田中です。先ほども言いましたけれども、ことしは豪雨に台風ですよね。何度も防災無線が流れたと思うんですけど、反響して聞こえにくっていうか、ゆっくりおっしゃっているんですけど、何かその声が反響して、私の住んでいる地域は鳥取県庁のすぐ近くなんですけど、戸をあけても聞こえない。それが日中なので、夜間であるとか物すごく雨が激しく降っているときなんかは、ほとんど聞こえない状態ですよね。テレビですずっと状況は見るんですけど、停電になったら、北海道のように、どこから情報を得るんだろうかと思って。ラジオもありますけれど、そのあたりがちょっと不安になったものですから。

それで、ここにも書いてありますけど、タウンページが、それとこれを出した前後だったと思いますけど、届いてたんですが、そのあたり私よく見てなくて、これ書いてから、ああ、そういえばタウンページが来てたなあと思ったんですけど、そのあたりの周知なんかの手法とか、いろんな形で載せてくださってはいたんでしょうけど、気がつかなかったっていうのが実際のところなので。ここに書いてあるように、みんなホームページをごらんくださいって書いてくださってはいるんですけども、高齢とか、うちの子どもたちはある程度使えますけれども、器具も使えない方も、やはり高齢の方ではパソコンであるとか、スマートフォンお持ちでない方もあるので、そういう方に対しては、ホームページが幾らあっても、やはりだめかなという気もします。地域のほうですよ、岩美とか、八頭町っていうのがあるんですけど、そこなんかは個別で防災無線っていうのが入ってるらしいので、それも地区限定になってしまうかもわかりませんが、こういう形で載せて意見を書かせていただきましたけど、タウンページ等を活用したいと思います。以上です。

（谷障がい福祉課係長） はい、ありがとうございます。障がい福祉課長の谷です。ここに書いているとおり、災害の関係はこの危機管理政策課というところが担当しているので、いただいた御意見については、しっかりお伝えをしていきたいと思います。おっしゃるとおり、なかなかそのホームページを見ろと言っても、なかなかそういう形にはならないと思います。ここにも書かせていただいているとおり、防災無線で聞こえない場合には、いろいろホームページもありますが、事前のメールでありますとか、またはテレビ放送やってますというのがありますけれども、結局、能動的にとりに行かなければいけない情報のような形にはなってます。要は、結局、い

わゆるその災害弱者といえますか、高齢者の方も含む、障がいをお持ちの方もそうですけれども、結局、そういう情報がなかなか手に入りづらい方が、総じてそういう形になってしまうことが多いと思いますので、もちろん、こういうツールはツールとして必要ですけれども、例えば、少し前に出ましたけれども、支え愛マップのような、地域でしっかり、要は、あの人が避難してきてないぞとか、あの人はこういうところに障がいがあるから配慮しなきゃいけないぞというようなことも両面で取り組んでいく必要があるのかなとは思っております。いずれにしても、しっかり担当課とも連携して、そういう方々が1人でも災害に対する情報であるとか、その情報が十分に伝わらない人というのが1人でも少なくなるように進めていきたいと思っております。

(前垣会長) はい、ありがとうございます。続きまして、諸家委員のほう、いかがでしょう。

(諸家委員) はい。聴覚障害者協会、諸家です。質問の中の8番です。生活支援、人材育成に関して回答をいただきました。その内容で高齢者が実際ふえています、介護支援を受ける場合に、支援計画作成、ケアマネージャー等支援員、専門員に対する場合に、手話ができる専門員がいない状態です。その場合も、やはり直接手話でコミュニケーションできる、本人の希望をきちんと捉えられると思います。御回答には、遠隔手話通訳サービスの利用などと明記していただけてますけれども、私の知ってる範囲では、やっぱりこの遠隔手話通訳サービスは、簡単になっていきますと、簡単な内容のときに利用するもの、介護相談など、具体的な相談が必要なものに関しては、ちょっとこの方法は合わないと思っています。そのあたりの、やはりもう少し行政のほうでも考えていただければと思いますし、その見方については、もう少し変更をお願いしたいと思います。また、ミニ手話講座の利用につきましても、専門員の皆様にも手話に関する理解、手話を習得するくらいのモチベーションを持っていただけたらありがたいと思っています。そのあたり行政側での指導もお願いしたいと、できましたらありがたいと思っております。

このほかにつきましても、御回答に関しては努力いただいている部分もございますので、回答の内容に合った対応を、ぜひ引き続きお願いしたいと思います。以上です。

(谷障がい福祉課長) ありがとうございます。障がい福祉課長の谷です。いただいたお話についてですけども、8番のところですが、少し書面にすると、少し冷たい対応になってしまっておりますけれども、おっしゃるとおり、当然、その例えば、ここに書かせていただけてます相談支援専門員の方、全ての方に手話を含めて、コミュニケーション手段を持つようにしてくださいというのは、なかなか厳しい趣旨のことを書かせていただけてますけれども、それが不必要というわけではございませんので、ミニ手話講座もそうですけれども、支援をされる方も含めて、できるだけ、要はその相談支援の質を上げるためには、コミュニケーションをより意思疎通ができたほうが、よりよいサービスの提供であるとか、相談を受けられると思いますので、そこは我々としても徐々に進めていきたいとは考えてはおります。また、先ほど遠隔手話通訳サービス、少し違うんじゃないかというお話もありましたけども、そういう既存のものも活用して進めていきたいとは思っておりますが、もちろんその相談支援専門員の方にコミュニケーションの手段について学ばなくていいという趣旨ではございませんので、すぐには実現は難しいですけども、徐々に取り組み進めていきたいと思っております。

(前垣会長) よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(諸家委員) 遠隔手話通訳サービスにつきまして、こちらは、この場面では、この介護場面等では、ちょっと使いにくい部分があります。書いていただければ、手話通訳という方法もできるのであれば、こちらには手話通訳というふうに御回答いただきたいと思います。誤解にならないためにも、遠隔手話通訳サービス、さまざまな場面で使えるサービスというふうに誤解されてしまう心配もありますので、できれば専門の手話通訳を利用するという言い方で御回答いただきたいと思います。

(谷障がい福祉課長) わかりました。何といたしましょうか、回答方法については、今後再検討させて、この場でこれをそのまま訂正するというわけではなくて、趣旨については承りましたので、以後そういう形で気をつけたいと思います。

(前垣会長) はい、ありがとうございます。それでは、村岡委員さん、お願いいたします。

(村岡委員) 鳥取盲ろう者友の会の村岡です。盲ろう者の場合には、仕事が非常に難しい。盲聾者の専門の作業所というか、そういうところが必要かなあと考えています。東部・中部・西部、それぞれに働けるような場所が欲しいと考えています。終わりです。

(谷障がい福祉課長) はい、ありがとうございます。障がい福祉課長の谷です。今お話がありました、なかなかその就労する盲ろうの方、就労するのは難しいというお話でございました。この夏に、盲ろう者友の会の方々と我々の職員数名で、たしか徳島と和歌山だったと思いますが、先進地の視察をさせていただきました。ここの回答ではさらっと書いていますけども、そういったような先進的な取り組み、我々としても一緒に見させていただきました。お互いに非常によい取り組みだなというふうにありましたけども、なかなかそれをすぐに県内で実現するというのは難しいかなという印象も同時に受けたところではあります。ただ、そういうような例も、どういうことからできるかというのも、こういう先進地の取り組みも参考にしながら、我々としてもどういう形で仕事の間、就労の間を踏み込んで生み出せるかっていうのを考えていきたいと思っています。

(前垣会長) よろしいでしょうか。それでは、山根委員は先ほど意見いただきましたので、南前委員さん、お願いします。

(南前委員) 鳥取県自閉症協会の南前です。いろいろな回答をいただきまして、特に今回、自立支援協議会に関してのちょっと意見を書かせていただいたんですけども、今後の方向性とかを考えていただくようにあったので、そこはよかったなというふうに思っています。

あと、ちょっとうまく伝わらなかったなと思ったのが、23番の文です。ショートステイをする場合という、この文ですけれども、御回答のところ、緊急時のみならず、平常時から利用者、短期入所以外の福祉サービスになれてもらうということで、これは私たちも、子どもたちは環境の変化とか、そうすることに弱いということはよくわかっている、事前の準備とかがあって滞りなく行っています。ただ、ここで伝えたかったのは、施設の短期入所の場合に、やっぱり学童のお子さんとか幼児さんとかを短期入所させるときに、者の施設にしかないの、やっぱり環境が全然違うというところが言いたかった。皆成学園とかそういうところがあるんじゃないかってあるんですけども、中部にあっても、やっぱり地元で短期入所の利用をしたいという思いはあるので、そうすると、者の施設に入ると、やっぱり職員さんの対応が、児童、幼児

さんに合わなかったりとか、環境もやっぱりそうですよね、者のつくりになっているので、幼児さんに使いにくかったりとかってというのがあったりして、そのところが何とかならないかなというふうな意見でした。以上です。はい。

(高田子ども発達支援課長) 失礼します。子ども発達支援課の高田でございます。すみません、今、南前委員さんのほうから御意見いただきました。確かに、県内には障がい児の入所施設が数が少なく、なかなか子どもさんが使われる短期入所の場所そのものが確かに少ないというのは、こちらも認識しているところでございます。ですから、実態として、いろいろ者の施設を使われるということがあるかと思うんですけども、確かに御指摘のとおり、なかなか使いにくいというようなことも聞いておりますので、すみません、今すぐどうこうということではないですけども、少しまた実際どういうところかというところをいろいろ、どこに問題があったとか、どこをどうすればというようなところもあるかと思っておりますので、それにつきましてはすみません、また具体的にお話を聞かせていただいて、できることから少し対応させていただきたいなというふうに思っております。以上です。

(前垣会長) はい。引き続きまして、大本委員さん、お願いします。

(大本委員) 26番で、ちょっと補足させていただきますと、専門医も非常に少ないということを書いておりますが、150から200の透析患者を有し、抱えているっていうんですか、いる病院が、県下にも10弱ありますが、その中に専門医がない病院もあるわけです。非常勤で週1とか鳥大のほうから派遣されているような状況がいまだにあります。非常に他の面は充実している部分もあるんですが、その辺でのトラブルというんですか、合併症というんですか、非常にその関係はつかんでいるわけではないですが、非常に多いということで、非常に患者会としても危惧しているところでありまして、県のほうにも毎年要望しておりますが、そういう処置の推進していただいておりますのはわかっておりますが、これからもよろしくお願ひしたいということです。

それから、一番、自分たちが医師のことにしても、病院との関係にしても、非常に困難に思っているところが、なかなか個別の病院と個別の患者との意見っていうんですか、言えるのは言えるんですけど、医師会とか全体の腎臓病なり難病なりというところでの話がなかなかでき切らない、いつも。医療政策課等にお話はさせてもらうけど、それが果たして医師のほうにつながるのかどうかという点でいうと、なかなかそこが大きな壁になっておるような、ずっと気がしていますので、できたら、ぜひともそういう患者会、それから、医師、行政、この3者が話し合う、そういう会を年に1回でもつくっていただいたらなということは感じております。これは、他県の状況を見ましても、特に岡山県では、そういうことが非常に発達して協力的、今回災害においても、岡山県ではすばらしい、災害の後の状況がうかがえました。この辺も私どもは学んでいかないといけないなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから27番は、ぜひとも、特に小・中、それから、移植の患者が出向かせていただいてお話をするのが、もちろん内容もあるんですけど、一番わかっていたところかなと思います。そういう場もできたら設置していただいて、それを進めていくというような形を、厚かましいですけど、とらせていただいたら進むかなということは感じております。一番は、やっぱり小・中

のころの問題もあるかなということは感じます。

それから、あいサポートはしましたので、ヘルプマークありましたので、その裏ですかね。最後書かせてもらいましたけど、そこに書いてあるように、障がい者差別解消支援協議会というのができて、2回目だったんですかね、そういう場面もありますので、またそういうところでもお話しさせていただかないんですけど、タクシーの問題とかいろんな問題があるたびに、この前も新聞では、その後にタクシーの事業所が研修会を持ったっていうようなことが新聞には出ておりました。それで、進んでいるのは進んでいるんだろうな、進めていただいているんだろうなっていうのを感じながら読ませてもらいましたけど、新聞は。なかなかその、いろんな、あいサポートももちろんそうですし、こういうUDタクシーの問題もそうですし、進んでいけば進んでいくほど風当たりも障がい者にとっては受けるわけです。ヘルプマークひとつとっても、そのつけるっていうことになれば、やっぱり軽い気持ちではつけれないっていうところも理解していただきながら、私らも研修をしていく。そういう場をつくっていただいて、教育もしていただきたいっていう要望ですけど、よろしくお願いします。

(谷障がい福祉課長) はい、ありがとうございます。障がい福祉課長の谷です。まず、26番、27番でいただいたような専門医の確保であるとかっていうところ、所管は医療政策課になりますけれど、しっかり医師会とも話し合って、要望でありますとかそういうところは、しっかり伝えていきたいというふうに考えております。

それで、27番で臓器移植の要は普及啓発のお話でしたが、これはその下のあいサポートの啓発というところにもつながろうかと思えますけれども、なかなか100%周知させるというのはなかなか難しく、啓発活動というのは、これをやったからオーケーだということはありませんので、先ほどありましたように、当事者の方からお話を聞くとかということも含めて、いろんな形でやっていきたいというふうに思えますので、いただいた御意見については、医療のほうについては医療政策課にしっかり伝えていきたいというふうに思います。

また、最後いただいた差別解消のところでございますけれども、進んでいけばいくほど風当たりが強くなるというお話がありましたけれども、そこについては、風当たりがいいのか悪いのかっていうのはもちろんありますけれども、そこについてはもちろんです。例えばヘルプマークであれば、それをつけていただく方の覚悟というのか、それをしっかり県内、鳥取県であれば県内で、どういう形でこの方々はつけておられて、どういう支援が必要なのかということも含めて、しっかり認識をしていただく。もちろん、そこは先ほど啓発のお話ともつながるんだろうと思えますので、もちろんその結果ですね、結果というわけではないですけども、本当に、要は手助けが必要な人が、もう少しそういうものを、例えばヘルプマークをつけないでおこうとかっていうようなことになってしまうと、結局、本末転倒になってしまうので、そういうことが起らないような環境づくりというのをお望みして、しっかりつくっていききたいと思っております。

(前垣会長) はい。そうしましたら、足立委員さん、お願いいたします。

(足立委員) もみの木福祉会の足立です。今回は2つ出させていただいたのは、前の会議でも言わせていただきましたけれども、サービスをする上で人材の確保が一番大事かなというふうに常々思っていて、人材がそろわないとサービスができないというような、今仕組みになってま

すので、それで障がい者プランを読んでいった中で、いいことが書いてあるなあと思ひまして、まず33番の事業所認定制度とか、あるいは34番の福祉専門職に関する奨学金制度を実施しますと書いてあったものですから、ああ、いいことが書いてあるなっていうふうに思っております、今回詳しいことをお聞きしたいなというふうに思って、出させていただきます。それで2つともぴしゃりという形で御回答いただきました。私は思うんですけど、例えば実地指導って障害福祉サービス事業者載ってるんですけども、ネガティブな情報だけはホームページ載せられて、ここの手続きが悪いとか、こういうふうなことで、こうネガティブなところだけは表面に出るんですけど、いいところというのは今まで出たことがないんですよ。例えば何かここ、例えば実地指導される方が、ここいいなと思っているところを出していただけると、何か人も勤めたいかなあというふうに思うんじゃないかなあという気がしておりますし、34番も、奨学金がつけば、じゃあ勤めようかなっていうような気にもなるかなあというふうに単純に考えた次第で、全国的に人口も減ってきているので、なかなか確保は難しい状況はわかってるんですけども、ただ、これを投げたままでいくわけにもいかないんで、何か前向きな何か方法がないかなあというところが、日ごろから思っている次第です。以上です。

(谷障がい福祉課長) ありがとうございます。障がい福祉課長の谷です。足立委員おっしゃるとおり、人材の確保というのは、この障がい福祉の世界だけじゃなくて、先ほど別の方のお話でもありましたけれども、福祉の世界自体が、非常に人材難になっている。特に鳥取県でもそういうような状況が見られます。そういうような中で、このプランに書かれていることについての回答が、何か非常にぴしゃりとした形になってしまってますけれども、これは補足をさせていただくと、現時点で、例えば、先ほどの33番の認定制度であれば、新たに情報公開制度ができたので、それを運用を見て、しばらくちょっと考えようかということでございます。

もう一つの奨学金制度のほうについても、少し前に御回答差し上げましたけれども、なかなかその、もちろん奨学金を設けることによって、本県に来ていただける方ももちろんおられるでしょうし、福祉の世界に入ってこられる方っていうのもある程度おられるかと思っておりますけれども、恐らくそれだけでは解決しない問題だと思いますので、そういうことも考えて、現状では、プランでは上げさせていただきましたけれども、奨学金制度も補足させていただくなら、現時点ではということでは設けるような考えではないということでもありますけれども、当然そういうのも一方のツールの1つだと思いますが、何せお金がかかることなので、すぐにはなかなか実現できないと思っております。ただ、そこも含めて、ちょうど先ほど今足立委員から、いい面ももうちょっと載せていけばいいんじゃないかということも1つとしては、要は、例えば、ほかの啓発活動の話でもありましたけれども、より就職を考えておられる方も含めてですけども、もうちょっと若い世代とか、例えば小・中学生とか高校生とかも含めて、要はどういう現場なのかも知らないっていうのも多分にあるかと思っておりますので、そういうような、何かその障がいのみならず、福祉のお仕事というのはこういうものなんだよということも含めて、何か紹介できるような形があれば少しは改善できるのかなとは思っております。具体的に交付制度があるというわけではないですが、当然、そういう人材育成であるとか人材確保というのは、非常に重要な点だと思いますので、我々も回答はこういうことになってますが、もちろんそういうところを軽視しているわけではなくて、しっ

かり取り組んでいきたいと思っております。

(前垣会長) はい、ありがとうございます。

あと5分前後、時間があります。今回の議題のことでも結構ですし、それ以外のことでも結構ですので、御意見のある方は挙手して、はい。

(山根裕委員) 1点。

(前垣会長) はい。じゃあ、山根委員さん、お願いします。

(山根裕委員) 先日というか随分前だけど、車椅子の人がUDタクシーに乗車拒否をされたということが2件ありましたけど、内容を見ると、車椅子が重たいから乗らないとか、そういう私たちにはわからないようなことなんです。で、タクシーなので5人乗りで、5人乗りですよ。1人乗っても車椅子があと4人分の重さはないと思います、はっきり言って。だから、そういうことがないように、合理的な配慮をするような格好でやってもらわないといけないと思います。特にUDタクシーは県が100%、県がというか100%助成で買っている車ですので、そういうことがあってはいけないのです。普通のタクシーなら別だけど、UDタクシーというのはそれだけ優遇されてるわけですから、そこらのとこもやっぱり合理的配慮をしてもらわないといけないというように思います。以上です。

(谷障がい福祉課長) ありがとうございます、障がい福祉課長の谷です。私が聞いている限りでは、あの乗車拒否の車椅子のお話、重いから乗れないというのは、スロープに乗せるんですけども、スロープが耐え切れる重さに耐えられないから乗せられないというふうに、そういうような判断をしたというふうに聞いています。ただ、いずれにしても、それは、先ほど、どなたかからございましたけれども、そのUDタクシーも含めて、講習会をやっていたので、そのスロープの問題に対しても、要は介助者の方も一緒にそのスロープに乗ってしまうからだめなんだというお話だったので、要は、そのスロープに乗らずに押すやり方だったんですね。それ専用をしっかり講習を全て、ちゃんと乗れるような形になるということでございますので。ただ、いずれにしても、そういうことも含めて、特にUDタクシーはそうですけども、その運転手の方々、その実際乗車拒否を行った人だけが悪いのではなくて、要はそういう意識が全員に伝わってないということに問題があるかと思いますので、そういうところも含めて講習をされたというふうに聞いていますので、それにとどまることなく、しっかり周知啓発というものをしていきたいなというふうに思っています。

(前垣会長) はい、いかがでしょうか。はい。じゃあ、諸家委員、お願いします。

(諸家委員) 鳥取県聴覚障害者協会の諸家です。お願いといいますでしょうか、聞こえない人について、特性といいますか、聞こえないというと、その聞こえもさまざまです。文章理解ができる人もいれば、そうでない人もおります。若い人、高齢者、さまざまおります。先ほど、防災情報についての話がありましたので、私たちが聞こえないといいますと、情報があることすらわからない人が多い状況です。皆さんは自然に耳に入ることが、聞こえない人にとってはその情報すら入りません。そのために、情報があることを知らないために聞けない、聞くことができない。逆に、情報があることがわかれば、教えてくださいということも言えます。ですので、初めから情報があるということをきちんとわかるような方法を発信していただきたいと思っております。そのあ

たりは、高齢の、高齢による聞こえにくくなられた方もおわかりになると思いますので、私たちとともに一緒に勉強をして、私たちも発信したい、聞こえない人たちに対して発信することもできますので、まずは、情報をあれば、それを聞こえない人たちに対して発信することができます、伝えることができますので、まずは、その情報がきちんと発信できる方法を考えていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いたします。

(谷障がい福祉課長) はい、障がい福祉課長の谷です。ありがとうございます。先ほど、もう少し前にもお話がありましたけれども、いわゆるその耳が不自由な方であるとか、目が不自由な方も含めて、いわゆる災害弱者、高齢者の方も含めて、と言われる方々に対して、きめ細やく対応していきたいと思っておりますので、その中でももちろん、情報があるということも周知をということでしたので、我々もただ単純にホームページで出すだけではなくて、そちらについても、きめ細かく対応していきたいと思っております。

(前垣会長) はい。それでは、時間となりましたので、どうも熱心に御審議ありがとうございました。これで事務局に司会をお返しいたします。

(森安障がい福祉課係長) 障がい福祉課、森安です。皆様、熱心に御審議いただきまして、ありがとうございます。では、閉会に当たりまして、谷障がい福祉課長より御挨拶を申し上げます。

(谷障がい福祉課長) はい。皆様、本日は長時間にわたり活発に御意見、また、御議論いただきましてありがとうございます。我々、障がい福祉課と、今こちらに同席している課のみならず、ほかの関係課もおりますので、本日いただいた御意見、御要望等については、しっかり我々のほうで協議をさせていただいて、今後の施策にしっかり生かしていきたいと思っております。本日は、まことにありがとうございました。